文教厚生常任委員会会議録

日 時 令和元年11月5日(火曜日)10時00分~11時47分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、平山副委員長、金木委員、村田委員、舟見委員、森議長 オブザーバー 磯野議員、阿部議員、工藤議員、船本議員、逢坂議員

事務局 豊島事務局長、杉野係長

小寺委員長 (開会) 10:00~10:01

おはようございます。今日の文教厚生常任委員会では、離島運賃割引事業についてと住環境整備についてを議題としたいと思います。離島運賃割引事業については、新聞でもさきに報道がありましたけれども、実績が出て、課のほうで分析等終わったということで今回説明していただきます。また、住環境整備については、今年の3月25日に文教厚生常任委員会がありまして、新たな住生活基本計画が策定されたところでありますが、委員会後メンバーも変わりましたし、新しい議員も入ってきたということで、今回また詳しく説明していただきたいというふうに思っています。町民との意見交換会等でも住環境についてはさまざまな意見が出されておりますので、ぜひ町民の関心の高い住環境についての整備の議題ですので、しっかりと勉強して質疑に生かしていただきたいというふうに思います。それでは、課長のほうから説明をお願いいたします。

1 離島運賃割引事業について

担当課説明

説 明 員 町民課 宮崎課長、道端係長、西山主査

宮崎課長 10:01~10:01

おはようございます。貴重なお時間をいただきまして、大変ありがとうございます。 この後早速お手元の資料に沿って担当のほうから説明させていただきたいというふうに 思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

小寺委員長 10:01~10:02

それでは引き続き、離島運賃割引事業についてから始めたいと思いますので、よろし くお願いいたします。

道端係長 10:02~10:09

それでは、離島運賃割引事業についてということで、まずA3サイズの大きい2枚あると思うのですけれども、それについて説明させていただきたいと思います。

高速船、一般旅客の3割事業の結果についてということで、まず事業期間が6月1日から8月31日までの3カ月間、事業内容としては、高速船料金を3割引きとして、事業期間の高速船及びフェリーの運賃収入額、これは離島住民を除く収入額なのですけれども、それが補助基本額4,766万840円、過去3年平均を下回った場合、その差額を事業者である沿海フェリーのほうに補助するものであります。事業目的としては、離島住民を除いた高速船利用者の運賃を割り引くことで高速船の利用促進を図るというものでございます。平成28年から平成30年の平均4,766万840円と書いてありますが、それが補助基本額とまずなります。結果として令和元年度が、実収入ベースの表のフェリー、高速船、合計とあるのですけれども、そこで4,735万2,750円となりました。その差額が補助額となりますので、今年度の補助額は30万8,090円ということになります。下のほうにはフェリーの実収入、高速船の実収入、合算、あとフェリーの乗船人員と高速船の乗船人員をグラフ化しておりますので、ごらんください。

次のページに各期別の総括といいますか、当課で分析した天気だとか羽幌港からの乗船客数、結果なのですけれども、それを説明させていただきたいと思います。6月、7月、8月、総合・その他となっておりますが、まず6月から順に説明していきます。6月、平均気温、平均風速、降雨日数とか出しているのですけれども、過去3年に比べ暖かくて穏やかな気候であったことがわかります。乗船人員については、前年を上回った結果でございました。6月の羽幌港からの乗船客数なのですけれども、平日は昨年を下回っておりますが、土日、祝日で伸びを示しているところでございます。

次、7月に行きます。7月ですけれども、これも平均気温、羽幌港からの乗船客数とそれぞれ出していますけれども、6月と同様に過去3年に比べ降雨日数は多かったですけれども、温暖な気候でありました。乗船人員については昨年を上回ったのですけれども、平成28年、平成29年から比べると9,000人を下回っている状況でございます。7月の羽幌港からの乗船客数なのですが、7月に天売でイベント、ウニまつりをやってございますが、ウニまつり当日の入り込み者数は前年並みとなっているのかなと。ただ、平日の乗船客数が増加している傾向にございます。

次、8月です。8月なのですけれども、これも例年並みの気候であったかなというふうに思います。8月は暑い日が続いたのですけれども、平均気温、平均風速、降雨日数で比べると大体昨年と同じぐらいかなというふうな印象です。昨年下回った9,000人というのが、8月分は9,000人を上回っております。次、羽幌港からの乗船客数です。めん羊まつりの入り込みがちょっと落ち込んだのですけれども、お盆の帰省期間で押し上げて

いる傾向にあります。

総合・その他のところでございますが、目標値を補助基本額の先ほど言いました4,766 万840円、それを6月、7月、8月分と月別にしまして、実績値で差を設けて目標値を設 定してあります。読み上げるのですけれども、目標値は補助基本額である平成28年から 平成30年度の過去3年の平均値、収入実績になるのですけれども、それを採用していま す。本年度と比べましていずれの月も目標値を上回ることはできませんでした。平成28 年度の合計から平成30年度の合計まで出しているのですけれども、令和元年度4,735万 2,750円、昨年度は上回っておりますが、平成28年、平成29年の収入実績を上回るには至 っておりませんでした。

その他、主な事業の実績数なのですけれども、宝島だとかツアー参加者実績、これは沿海フェリーのほうでカウントしている実績数です。あと、高速船3割事業にかかわるPR事業の開催回数、高速船3割事業にかかるポスター掲示だとか、例年並みになったのではないかなと思います。ツアー参加者実績数のところで昨年が少ないのですけれども、昨年は7月の豪雨で国道が一部閉鎖期間だとかありまして、そのときにツアーのキャンセル等が発生したということで、例年から比べて昨年は少なかったかなと思われます。また、6月、7月、8月分と一番下段のほうに欠航状況を載せているのですけれども、昨年については欠航も多くて、一番入り込みというか、売り上げも少なかった時期でして、今年度についてはそれを上回っているという状況でございます。

資料の説明については以上になります。

小寺委員長 10:09

それでは、質疑を行いたいと思います。質疑のある委員は挙手にて簡潔明瞭に質問を お願いいたします。

-主な協議内容等(質疑) - 10:10~10:25

小寺委員長

それでは、私から質問します。今年度の補助基本額というのは平成28年から平成30年度の過去3年間の平均値ということで説明がありました。昨年までは平成27年度をベースに行っていたと思います。昨年10月の委員会での報告でも、平成27年度が極端に入り込みが多い時期でしたので、何とか基準年を平均なり違う年にできないかという話で終わっていたのです。その補助基本額の変更というか、の説明が今回なかったので、その辺どういうやりとりがあって、これからもずっと3年ごとにいくのか、それとも今年度だけなのか、その辺もう少し詳しく教えてい

ただけますか。

道端係長

お答えいたします。昨年の基本額が 5,427 万 3,850 円という説明を今い ただいたのですけれども、過去3年間、平成28年、平成29年、平成30 年の補助基本額というのは平成27年度の実績、小寺委員長おっしゃられ たと思うのですけれども、入り込みがよかったときの数字を採用して、 それに基づいて差額を補助してきました。昨年度入り込みが落ちたとい うこともありまして、補助の実績が925万7,970円と膨れ上がりまして、 委員会の席でもこの額を圧縮したい旨の説明をしているところでござい ます。その後、この補助基本額というのは国の欠損補助、北海道の差し 引いた欠損補助にも影響があることから、国と道のほうで、書面ではあ りますけれども、協議を重ねました。当町としては、5,427万3,850円 という平成27年度の実績をベースにすると補助額が膨れ上がってしま うものですからということで、平成28年から平成30年までの3カ年の 平均の額4,766万840円を補助基本額にしたいですという要望というか、 それを端的に伝えたところ了承されたということでありますので、それ を補助事業者であります沿海フェリーにもお伝えして、意見も特になか ったものですから、今年度については 4,766 万840 円という過去3年平 均の数値を採用するに至りました。

来年度の話なのですけれども、今月中ぐらいに出てくる沿海フェリーのもっと大きい会社のほうの欠損補助だとかそっちのほうの状況、あとはぐあいを見ながら、3年平均にするのか、それとも補助基本額を上げなければならないのかという協議というのは国と道と一緒に始めなければいけないかな、そういう状況でございます。

小寺委員長

済みません。詳しい説明があったわけなのですけれども、来年以降も続けるとすれば、平均値をずっと継続してずらしていくのか、それとも昨年までのように来年以降も今の28、29、30年を基本にしていくのかというのも決まっていないということでよろしいですか。

道端係長お答えします。決まっておりません。

小寺委員長 もう一つ。それでは、前に戻ることはなくて、平成27年度ベースという

ところに戻ることはないということの確認、これはよろしいでしょうか。

道端係長

補助基本額を幾らにするということについては、どうしても沿海フェリーさんの大きい国の出す欠損補助の補助金の状況もございますので、平成27年度実績の5,427万3,000円ぐらいに戻すのかどうかというところも定かではございません。僕らとしても少しでも国のほうからも補助をいただけるような感じで事業を組んでいきたいと思うのですけれども、それについては国または道の判断もありますので、この金額については今申し上げることはできないかなと思います。

小寺委員長もう一度昨年までの補助基本額を教えていただけますか。

道端係長 お答えいたします。平成27年度の実績なのですけれども、昨年までの補助基本額が5,427万3,850円です。

村田委員 今とつながるのですけれども、道とか国とのやりとりの中で、3割補助 事業を行政側としてはこれからもずっと継続していく考えでいるのかど うなのか聞きたいのですけれども。

宮崎課長 この分の補助の継続という分につきましては、先ほど係長も触れましたが、ほかの補助、いわゆる欠損補助ですとかもろもろ補助がございまして、そこの結果を見ながら今後の継続の分は検討していきたいという状況にあります。

村田委員 ということは、これから検討していくということなので、来年度の予算 に間に合うような範囲では決定していくということでいいですね。

宮崎課長そのとおりで考えております。

村田委員 もう一点なのですけれども、次のページの総合・その他のところで、ツ アー参加者実績のうちの道内の実績数が、平成30年、令和元年とここが かなり落ち込んでいるその要因と、あとそれをふやすべく対策を何か考 えていれば、お答え願います。 宮崎課長

ただいまのツアーの参加実績を踏まえた今後の対策等につきましては、 この関係は事業者のほうで考えていただく部分もあるのかなというふう に思います。ただ、うちのほうとして何かかかわれる部分があるのでし たら、そういった機会を捉えましてお話をしようかというふうに思いま す。

以上です。

平山副委員長 先ほど村田委員のほうから今後も3割補助を続けるのかということで、 今の時点では決まっていないというお話でしたが、来年度の離島の観光 客、ツアー等の予約とかPRをするときに、高速船の3割補助をするか しないかでかなり変わってくると思うのですけれども、そういうPR事 業に間に合うまでには結論というのか、出るのでしょうか。

宮崎課長

ただいまの委員さんからのご意見の部分につきましては、うちもPRに 支障のないような時期に方向性を決めていきたいというふうに考えてお ります。

平山副委員長細かくて悪いのですけれども、その時期というのはいつごろ。

道端係長

昨年度、一昨年もそうだと思うのですけれども、これを継続するかどう かというのを検討するに至って、いつまでタイムリミット、要するに観 光パンフレット等を印刷したり時刻表を印刷したりという都合だと思う のですけれども、それについては1月下旬から2月の頭ぐらいというふ うに観光協会、また沿海フェリーさんから聞いております。

平山副委員長それでは、それまでには結論が出るという判断というか、と受けとめて いいのですね。

道端係長 そのとおりです。

そのほかにございませんか。(なし。の声)それでは、ないようですので、 小寺委員長 なるべく早く方向性が決まった段階で報告をいただきたいなというふう に思いますので、よろしくお願いいたします。 暫時休憩します。

(休憩 10:21~10:25)

小寺委員長 それでは、会議に戻ります。それでは続いて、住環境整備について説明 をお願いいたします。

2 住環境整備について

担当課説明

説 明 員 町民課 宮崎課長、道端係長、西山主査

宮崎課長 10:25~10:38

それでは、私のほうからお手元の羽幌町住生活基本計画の内容についてまず説明をさせていただきたいというふうに思います。資料を見ながらになりますけれども、時間の都合等もありますので、部分的に説明を一部省略する部分ありますけれども、あらかじめご了承願いたいというふうに思います。

まず、表紙をめくっていただきまして、目次がございます。さらにめくっていただきまして、1ページ目をお開き願います。まず、計画の目的ということで、これにつきましては、国ですとか北海道の方向性、あるいは近年の住宅事情、それから町民の皆さんの住意識の変化等、これらを踏まえまして、中長期的な住宅政策の総合的な指針としまして、本町においては昨年度計画を策定しているところでございます。計画期間につきましては、本年度、令和元年度から令和10年度までの10年間でございます。

次に、計画の位置づけなのですけれども、本計画につきましては、住生活基本法に基づいて策定をしました国や北海道の住生活基本計画を踏まえまして、本町の総合振興計画など関連計画との整合を図りまして、従前からの住宅マスタープラン、これらを改定したものとして位置づけされております。

次に、2ページをお開き願います。関連計画の整理ということで、先ほど説明しました国や北海道の基本計画の内容について2ページから5ページまで記載をしております。説明は省略をいたします。6ページから7ページにつきましては、羽幌町の各計画ということで、関連しますそれぞれの計画等の概要について記載をしております。

次に、8ページから11ページでは、住宅に係る地域特性ということで本町の概況を掲載しております。11ページの中段からは、本町の住宅事情について掲載をしております。

住宅ストックの状況としましては、最も多いのが持ち家で約7割、次いで公営借家、次 に民営借家等の順になっております。

次に、13ページをお開き願います。住民意向に関する調査ということで、本計画の策定に当たりまして、町民の皆さんの意向についても反映させるためにアンケート調査を実施しまして、以降その結果を掲載しております。まず、一般住民を対象とした調査ということで、これにつきましては1,200票の配布に対しまして408票、回収率が34%でございましたが、回収をいたしております。本町の生活環境全般についての満足度ということで、満足しているとまあ満足しているとの回答につきましては46.1%、一方で、不満、やや不満との回答につきましては23.8%ということになっております。

次に、14ページでは項目別の満足度を調査しておりまして、住宅事情については満足度は1位であったのですが、一方で、不満な方が多い項目としましては4位という結果になっております。

次に、飛びまして21ページをお開き願いたいと思うのですけれども、ここでは住生活環境の向上で重要と考えていることについて質問をしております。この結果の中では、空き地の活用と空き家対策の推進、この項目が51.2%で最も多い結果となっております。次に、22ページでは、現在住んでいる住宅に関する満足度などの回答結果を記載しております。

次に、24ページから37ページにつきましては、回答いただいた方の居住地ですとか職業、年齢、住宅の種類、住まいの建て方などの回答結果について記載をしております。

次に、39ページをお開き願います。ここからは公営住宅に入居されている方を対象としたアンケート調査を同時に実施しておりまして、その結果を記載しております。調査につきましては、先ほど説明しました一般住民のアンケートと同じ時期に郵送回収法によって実施をしまして、配布数420票に対しまして173票を回収しておりまして、その回答結果について54ページまで記載をしております。

次に、55ページをお開き願います。先ほど説明いたしました関連計画及び住民の意向などを踏まえまして、課題整理ということで本計画における検討課題をまとめまして、課題の詳細について記載をしております。内容につきましては、56ページから57ページ、表という形で示しております。

次に、58ページから60ページでは住宅施策の目標と方向性の検討、これについて記載をしておりまして、61ページでは住宅施策の基本理念と目標等について記載をしております。目標としては3つ掲げておりまして、町民の多様な住宅需要に応じた適切な住宅供給の促進、2つ目に、地域の環境と特性を生かした定住性を高める住宅対策の推進、それから3つ目として、公営住宅の適切なストック対策と計画的な建て替え等の推進、以上の3点を目標としております。

次に、62ページ、ここでは基本方向ということで図で示しておりまして、基本方向に

つきましては(1) から(10) までの10項目、それから表の右側の重点施策という部分では記載の12項目を設定しております。

次に、63ページから67ページにつきましては住宅施策の重点施策の検討ということで、 先ほど申し上げた基本方向や重点施策ごとの取り組み方、これらについて記載をしてい るというところでございます。

以上、簡単な説明で恐縮ですが、当町の住生活基本計画の説明とさせていただきます。

小寺委員長 10:38~10:39

もう一つあるのですけれども、一括で質疑にしたいと思うので、上下すると思います ので、このまま続けて空き家対策についてもお願いいたします。

道端係長 10:39~10:45

それでは、私のほうから、資料はA4の用紙2枚になりますが、空き家対策事業について説明させていただきます。

まず、空き家対策の補助金の実績です。目的等読み上げたいと思います。空き家対策補助金。目的、空き家の有効活用及び解体を促進することにより、移住定住の推進及び良好な住環境の確保等による地域の活性化を図るものでございます。空き家を改修、要するに増築、改築、修繕をする場合ですけれども、対象の世帯が取得した場合、補助率2分の1の上限額50万、所有者等が賃貸用とする場合は補助率2分の1で上限額25万円、対象世帯が借用する場合、これについても補助率2分の1で上限額25万円、地域おこし団体が住民の交流の場として取得する場合は補助率2分の1の上限額25万。次、解体の場合、これは所有者しかできないのですけれども、補助率2分の1で上限額50万というふうな補助金を設けております。

補助金の交付対象者、物件でございますけれども、空き家というのは、人の居住目的で建築された住居で、現に居住者がいない住宅、所有者等は、空き家にかかわる所有者、その他権利を有する者、対象世帯、過去1年間羽幌町に住所を有さない世帯、災害等特別な事情により既に羽幌町に移住している世帯、羽幌町に住所を有する世帯であって、みずからが居住することを目的に空き家を賃貸、取得して移り住む世帯、地域おこし団体、設立1年以上経過の営利、宗教活動、政治活動、選挙活動を目的としない団体となっております。実績については、令和元年度、今年度の件数を読み上げますが、改修は3件、10月18日現在の数字です。解体が19件というふうになっております。

次のページをごらんください。空き家担当ということで、空き家等の実態調査というのを当係のほうで並行して、これは通年で行っております。住宅に関しては、平成28年4月1日、これは地域振興課から事務を引き継いだ時点の空き家の件数と今現在、10月18日現在の空き家を比較したものでございます。合計の数でいうと280件空き家があった

のですけれども、実態調査の結果、今のところだんだん、だんだん少しずつ減っておりまして、200件という数字になっております。町内会長だとかの空き家調査を平成27年度に実施しておりますが、そういう情報をもとに当係のほうでそのたびそのたび通報とか見回り等あった場合に見に行って、空き家かどうか判断するというものでございます。この表でもわかるように、A評価からE評価まで、空き家の状態を見て、その空き家自体の建物の評価というのをつけております。

僕らのほうで空き家を調査するのですけれども、調査票の中身なのですけれども、まず空き家であることの確認として、ポストが封鎖しているとか、チラシ等が玄関にいっぱいあるかないかとか、生活感がないだとか、電線の引き込みもないだとか、売り物件、入居者募集の看板があるだとか、表札がない、電気メーターが不動、そういったところも空き家として判断するところでございます。空き家物件の状況の情報として、住宅の種類、住宅のみなのか店舗併用の住宅なのかだとか、あとは構造、木造なのか鉄筋コンクリートなのか、あと階数、1階、2階、平家だとか、あと門扉があるだとか、塀、駐車場、前面の道路幅、その辺も見ております。老朽度、危険度の判定なのですけれども、建物の傾き、これは至って見た目です。あと、外壁が崩れていないかだとか、屋根が壊れていないか、次の人がすぐ住めるような居住の可能性があるか。次は、周辺への迷惑項目として、雑草、樹木、あと敷地内に物品、廃棄物、窓、建具の状況、あと建物が倒壊した場合の影響、それも加味しながらA評価からE評価というのをつけております。

空き家の方に対する空き家対策補助金だとかの周知をしておりますけれども、これは 固定資産税の納付書の送付時に空き家バンク制度、あとは空き家対策補助金の活用にか かわるチラシを同封しております。その他、建物の状況から判断して、空き家実態調査 で把握している所有者または管理者へ建物の状況や適正管理を促す通知を、必要があれ ば随時している状況でございます。また、緊急を要する場合については個別に、迷惑か かるような建物の状況ですと、連絡先がわかる場合なのですけれども、これには個別に 通知だとか電話等でお知らせしているところです。

空き家対策事業については以上になります。

小寺委員長 10:45

それでは、住生活基本計画と空き家対策について、あわせて質疑を行いたいと思います。質問のある委員は挙手にてお願いいたします。質問の前に住生活基本計画の質問なのか、片や空き家対策についてなのか最初に言っていただいて質疑をお願いいたします。どっちが先でも問題ありませんし、また戻っても問題ありません。

-主な協議内容等(質疑)- 10:46~11:38

小寺委員長

そうしたら、私のほうから最初の住生活基本計画について質問いたします。1ページ目の本計画の位置づけということで話されていたのですけれども、私も前回の一般質問で整合性について聞いたのですが、答弁の中では、先ほどの課長の説明では整合性を図っているというふうな形で説明されていましたが、私の一般質問の中では計画と整合性を図るのは難しいということで、今回の説明と乖離する点があるのではないかなというふうに思うのですけれども、整合性をきちんと図っているのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

宮崎課長

整合性の部分につきましては、住生活基本計画と個別の政策について、 基本大きい方向性は整合を図っているというふうに思うのですけれども、 個別個別の計画とか個別個別の施策ごとに見ていくと、それぞれの計画 の策定時期ですとか計画期間が同じではないので、個別の政策ごとに見 ていくと整合がとれない部分があるのかなと。そういうところが背景に あって、先般の議会での一般質問の中で答えたのは、そういったところ を捉えて答弁したというふうな認識でございます。

小寺委員長

それでは、整合性はとれていると。大きな枠組みでいくともちろん自分もとれていると思うのですけれども、とってこういう計画を立てたのだと思うのですけれども、もう一回確認ですけれども、きちんと整合性はとれているということでよろしいですか。

宮崎課長

大きな方向性の中では整合はとれているというふうに認識しております。

村田委員

空き家対策のほうで何点か質問したいと思います。まず、空き家の実態調査の中で、平成28年の4月に引き継いだときから今年度の10月18日現在の中で、市街地区などは合計でいくとかなり減ってはきているのですが、離島地区、天売、焼尻地区が、件数というのですか、空き家の数が余り減っていないような状況に見られるのですが、ここら辺はどういう状況で空き家が減らないのか、逆に言うと解体が進まないということもあるでしょうし、そこら辺はどのように捉えていますか。

道端係長

空き家を補助金を使って解体するということで、電話、あとは来庁なさ

ったり相談を受けることがあるのですけれども、正確な数は押さえておりませんが、天売、焼尻で空き家をお持ちの方というのが、島内または羽幌町にいない方、または空き家が存在していることすら気づいていない親族の方というのがほとんどの方かなと思います。今年度2件相談を受けたのですけれども、実際に解体した住宅もあるのですが、その家を知らないのだと。実際に代がわりしていて知らなくて、今まで固定資産税を払い続けていて、近隣の方からなのかわからないですけれども、住宅の状況が悪いよという話を聞いたのかどうかわかりませんけれども、実際に現場を見に行って、解体するという方がいました。これは担当としての直感なのですけれども、天売、焼尻地区においては、文書、通知等出しているのですけれども、そばにいないということもあって、解体または直すところまでなかなか至らないのかなと、そういう感触です。

村田委員

今の答弁の中で、進まない状況でいけば、次のステップとして、危険な D、E評価の建物がかなりあるので、解体なら解体していく対応策とい うのですか、これから行政としてどうかかわっていけば少しでも進んで いけるのかということを考えていれば、答弁願いたいと思います。

宮崎課長

従前から行っている部分もあるのですけれども、まず周知の徹底だというふうに思っています。具体的に先ほど係長からも説明した中で、固定資産税の納付書の送付時には、空き家バンクですとか空き家対策の補助金、このような制度があるということと活用をお願いしたいという旨のチラシも同封しているというような取り組みもございますので、この辺を継続してやっていきたいというふうに思いますし、ホームページ等の中でもこれらの対策というか、制度について周知はしているのですけれども、このようなところを強化しながら進めていきたいというふうに考えております。

村田委員

危険なものを撤去してもらうというところでいくと、法的には最終手段でいけば代執行はできるということですが、当町としては余り代執行できるのですよという部分まで活用して推進しているような状況ではないのかなと見受けられるのですが、島でいくと今でも17件、15件、そういうE評価の建物があるということは、ワンステップ上がって、代執行

しなくても、そういうこともできるのでというのと、島特有の業者がいないですとか、解体するのにこっちよりも金額がかかるとか、そういうことも踏まえながら、E評価の空き家を何とかできる対策はどこかで考えていかないと負の財産になってしまうので、それこそ連絡がつかない人もいるかもしれませんけれども、連絡つく方があれば、その方が健在しているうちに手を打つというふうにしないとだんだんそういうものが不可能になっていくのかなと思うので、そこら辺少し力を入れて取り組んでもらいたいなと思います。何か答弁があれば。

宮崎課長

ただいま委員さんからおっしゃられた部分ありますけれども、まず所有者の責任ということが原則としてありますので、そこの部分を踏まえながら、タイミングを短くしたり、通知の方法ですとか回数のほうをうちのほうで可能な限り対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いします。

村田委員

逆に言うと離島だけでなくてこちら側もそうでしょうけれども、町外にいる方で、固定資産税だけ払って、あとはこちらにも来ないし、何も言ってこないという方に対して、何人が対象になるかわからないですけれども、所有されている物件の写真を撮って、1年に1回か2年に1回かわからないですけれども、町外の所有者にそれを見せて、今こういう状況なのですと。こういう補助金を使って何とか解体をしてくださいというような、そういうことは私としては、空き家対策の制度ができてから年数もたってきて、そのぐらいやってもいいのではないかなと思うのですけれども、そこら辺もうちょっと前向きに進む考えはありませんか。

道端係長

実際に建物の写真を撮って現況をお知らせしているという作業なのですけれども、平成28年度に1度、アンケート調査と一緒に建物の写真だとか、僕らが押さえている空き家の方にお知らせしているところであります。その後については、近所の方から苦情等があった場合、ほとんどそうなのですけれども、再度写真を撮って家の状況を写真でお見せするとともに、注意喚起といいますか、こういう状況で周囲の皆さんが不安がっていますよという通知というのを個別に行っているところです。また、今作業中になるのですけれども、所有者情報等が死亡だとか相続の関係

で入れかわっている場合があるので、当町の税務係のほうにもう一回所 有者情報というのをおさらいして、その辺整理して、来年度になると思 うのですけれども、もう一度全件に写真を同封して、アンケートととも に状況をお知らせしようとしているところです。

村田委員

今の答弁で、そういう形で周知するということなのですが、前回もやったということなので、それでは進まないのか、状況を見て、最大は直接行って説得するぐらいはしなければならないのかなというのと、先ほど言った、離島地区ではコストがかかるので、そこら辺は、状況として1割補助額を上げるだとか、方法はなんともあれですけれども、解体してもらうための手法としてプラス材料というのですか、そういうのを考えていってもらえればなと。そうすることによって島の観光だとか景観がよくなるとかということもあるので、検討してもらいたいと思います。

小寺委員長 答弁はどうですか。

村田委員あれば。なければないで。

宮崎課長

今委員さん、心配されているというようなご意見だったのかなというふうに思いますけれども、当課としてどのあたりまでできるのかというところについては、可能性を探りながら対策を進めたいというふうに思います。

舟見委員 ちょっとお聞きしたいのですけれども……

小寺委員長 どちらの質問ですか。

舟見委員 空き家の関係です。数字が載っているのですけれども、全物件について 所有者を把握していらっしゃるのでしょうか。

道端係長 今 200 件、10 月 18 日現在であるのですけれども、恐らく 20 件から 30 件、所有者がわからない物件も実際にございます。先ほど申し上げましたように、それも含めて再度財務課に所有者情報をいただこうとしてい

る作業を進めると同時に、財務のほうでも所有者がわからない物件というのが実際にあるのですけれども、それについては以前の所有者情報等を見ながら戸籍等を見て判断しなければならなくて、実際には相続を絡めて相続していない物件というのもあって、そこを見つけるのが時間がかかるといいますか、そういうことになりますので、そういうふうに所有者を見つけようというところは、限度はあるのですけれども、作業内容には含まれるところでございます。

舟見委員 それに絡みまして、遅くなればなるほど第一種相続だとか代がわりしま すよね。

道端係長 第一種相続になるのが、固定資産税の部分でいけば第一種相続で分納するとかというふうな、代表相続人とか設定していない方も恐らくおられますので、所有者に該当するというところまで僕らのほうで判断つけるのが今のところ難しいのかなというふうに思います。

平山副委員長 空き家対策、舟見委員の質問ともかかわるのですが、天売、焼尻のところでD評価とE評価がかなり多い。この中に担当課のほうから20件から30件ぐらい所有者が不明の物件があるということなのですが、天売、焼尻のD評価、E評価の中で所有者が不明だという件数はわかりますか。

道端係長 済みません。全体数で僕押さえていたので、天売、焼尻のほうで所有者 を押さえていないというのは今のところお答えできません。後ほどお答 えいたします。

平山副委員長 なぜ聞いたかというと、倒壊のおそれがあるとか、かなりすごい状況なのだなと。この資料を見ると。そういうところは早くというか、解決するべき空き家問題だと思うのです。何か事故があってからでは遅いという思いがありますので、所有者が不明なのかわかっているのか、その辺の対策をきちんとスピーディーにやっていただきたいなという思いがありますが、どうでしょう。

宮崎課長 ただいま委員さんおっしゃられた部分につきましては、可能な限りスピ

ード感を持った中で進むべき問題であると、私もそのように認識しておりますので、今後そのような格好で可能な限り進めていきたいと思います。

金木委員

住宅計画の、特にこちらの説明にはなかった長寿命化計画のほうにかかわってくるのだろうと思うのですが、町営住宅について、前回の委員会でも恐らく話はされたのだろうと思うのですけれども、大きいところで市街地側の栄町南団地、幸町団地、北町団地のほうが大きな団地になっていますけれども、大まかにこの団地、今後どうしていくのかというところ、簡単でいいので、前に言っていたかどうか知らないのですが、改めて確認したいと思うのですが、54ページを見れば何となくわかりそうな表になっているかなとは思うのですが、正確に把握できないので、この先南団地、幸町団地、北町団地がどうなるのかという話です。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 11:07~11:08)

小寺委員長 会議に戻します。

金木委員

基本計画の中では、住民アンケートもされて、現在公営住宅に住んでおられる方々の声も把握されてきているだろうと思うのですが、特に大きな団地である3つの団地について、入っているところはどうなるのだろうかという声がたまたま聞かれるわけなのです。そういった声に対して十分説明されているのかどうかというところも聞きたくて、この先どんな計画になっているのかということをお聞きしたいということでお願いします。

宮崎課長 公住の関係につきましては、住生活基本計画の中で重点施策の1つに、 10番、11番、12番にありますように……

小寺委員長 ページをお願いいたします。

宮崎課長

済みません。ページでいいますと 62 ページになるのですけれども、この中で基本理念ですとか目標ですとか基本方向、さらに右側の表のほうに重点施策というのがございます。この中で 12 項目あるうち 10 番から 12 番が公営住宅に関係する部分だというふうに認識を持っています。この中で 10 番に公営住宅の長寿命化計画に基づく着実な改善、それと建て替え事業の実施というのがございますし、11 番には耐用年数を経過した公営住宅への適切な対応というところ、それから 12 として公営住宅における対応策の推進と実施というところで重点施策として載せておりますので、これらを踏まえまして計画的に今後進めていきたいというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

金木委員

もうちょっと詳しい計画というのもあることはありますよね。今日この場では言いたくない部分、問題でもあるのかどうか。例えば幸町団地であれば毎年度毎年度建て替えていますよね。これもあと四、五年の計画だったかな、で一応は終わるのかなと思いますし、南町団地についても前回はたしか1棟何戸かを建てて、あとは全面的な建て替えはしていく計画ではなかったかなと思いますし、そういったようなことが現地の人たちにちゃんと伝わっているかどうかということですよね。そこがこの先どう変わるかわからないということではっきり言えないのかどうか、その辺の見通しみたいなところをお聞きしたいのですが、いいですか。

宮崎課長

ただいまの件につきましては、当面は幸町の団地を現地にて建て替えをしていくということで公営住宅の長寿命化計画の中で記載をしておりますので、これが令和6年度までの計画なのです。そういったことから幸町団地に住んでいる方には、近いうちに建て替えをしながら、取り壊しも同時にということで説明をしているというふうに認識をしております。ただ、それ以降の部分については少し先の話になるというところもありますので、その後の住宅の部分については入居者には説明をしていないというような認識でおります。

金木委員

わかりました。そうすると、実際住民の方に議員さんなのだからわかっているでしょうとかと言われても、担当課がこう言っているぞという説明を我々もそういうことで一致してお話ししておけばいいのかどうか。

それで納得されるかどうかというと疑問なところがあるのです。私の知り合いでもこの間南団地から、もうちょっと条件のいい住宅を希望したけれども、なかなか見つからなくて町外に出たという方もいらっしゃったわけです。そうなると、せっかく何とか羽幌で頑張ろうと思っている方でもまた人口が減ってしまうわけなので、ぜひともそういう希望をかなえてあげるような対応、羽幌町内でせっかく住んでおられる方なのですから、現状とか把握しながらもう少し具体的な方策、方法をとるべきではないかなという気もするのですが、もし何かあったらお聞かせいただきたいし、お願いします。

宮崎課長

先ほど言葉足らずだったのが、長寿命化計画の中では、令和6年度までは幸町団地、その後においては令和7年度に栄町の南団地の現地建て替え、それから令和8年度から10年度までは北町団地の用途廃止という部分について公営住宅の長寿命化計画の中では計画としてはございます。ただ、現に入居されている方への説明といった部分では私が先ほど申し上げたような状況なのかなというところでございます。具体的な部分については、今後可能性を探りながら検討を進めていきたいというふうに思います。

森 議 長

以上です。

住生活基本計画の65ページ、重点施策の7番、町なか居住の推進施策の実施ということで、読み上げますと、町内への人口定着を図るためには、利便性の高い町なか居住を推進していくことが必要です。町なか居住の対象エリアの中で適地となる空き地を事業用地と選定し、補助の活用等でその実現を図ります。その他ということが書いていますけれども、これは具体的にこれまでどういう政策でこのように載ってきたのか、今後のことですから10年間の中で何を具体的にやって実現させようとしているのかということをまず確認したいと思います。

宮崎課長

ただいま議長からのお話の部分につきましては、具体的な政策ということでは当課のほうで既に行っております空き家対策の補助ですとか空き家バンクの部分で関連があるのかなというふうに思っていますが、具体的に何をしていくのかという部分につきましては、住生活基本計画の計

画期間10年間ございますけれども、今後行えるのかどうかということの 可能性を探っていく部分なのかなというふうに私のほうでは認識をして おります。

森 議 長

今金木委員の中で公住で南団地の新築というような話が出ていますけれ ども、今日のだけ聞くと、ここの重点施策とは全く真逆なことを現実の 住宅政策で計画に載せているような印象を持ちます。ここに書いてある 内容はそのとおりでありまして、町なかに住むことによって生活の利便 性というのはかなり違う部分がありますので、整合性を図るような政策 を現実化させていく必要がまず1つあると思います。それと、これから のことですけれども、それに沿って現状の空き家対策、改修に50万とか ありますけれども、よその地区では新たな試みをしながら現実に町なか 居住を進めている実績がある市町村も現実にあると思います。そういう ことも含めて今後の課題として早急に事業になるように各課のほうで進 めてもらいたいと思いますけれども、現時点で、2度聞いているような 感じもしますけれども、課長のほうから答弁願います。

宮崎課長

今後の部分なのですけれども、財源の問題ですとかもろもろありますの で、ただいま議長からおっしゃられた部分も参酌しながら、可能な限り 可能性を探りつつ、対策について考えていきたいというふうに思います ので、ご理解願います。

平山副委員長 同じ64ページ、リフォーム等の支援策でお聞きしたいのですが、一応と 言ったらおかしいのですけれども、町としてはリフォームは前年度まで で打ち切りというか、終了しましたよね。これは今年の4月からですよ ね。基本計画。向こう 10 カ年ということなのですが、リフォームの件に 関しては一度終了していますが、今後どのような考えを持っているので すか。ここに基本方向ということで載っているのですけれども。64ペー ジ。

宮崎課長

従前行っていた住宅リフォームの助成制度につきましては、これまでの 議会等での一般質問、それと答弁のとおりでございます。現時点で私ど もでリフォーム支援対策の検討という部分では、国ですとかその他で行

っている耐震ですとか住宅エコですとか、そういった関連施策の部分で の情報提供、そういったものを今のところは想定をしておりまして、現 実に住生活基本計画の中でも64ページにございますが、基本方向、重点 施策、取り組み方という中でこのような記載をしております。

平山副委員長 町長は前回の一般質問のときの答弁で目標は達したという判断がありま したけれども、理由はわからなかったのですけれども、町長は目標は達 成しましたので終了しますと。それで、考え方としては、これからも新 たな、ここにありますけれども、考えとしてはあるということで受けと めていいのですか。重点施策の中で住宅機能を維持し、耐久性、耐震性 云々かんぬん、やはり必要だというものが書いていますので、それでな かったらこの施策というか、目標というか、検討はちょっとおかしいか なという思いがあるのです。

宮崎課長

計画の中に登載をしている部分については、どういう形になるかわかり ませんけれども、それぞれ基本方向ですとか重点施策を掲げております ので、今後の課題として可能性を探っていきたいというふうに思います。

平山副委員長 課長の答弁はわかりました。まだまだ町民の方で必要とされている方が いらっしゃると思うのです。さっき住宅の状況というか、持ち家の方が 六十何%と多いわけですから、老朽化した住宅もかなりあると思うので す。リフォームというのは絶対という言葉をつけてもいいほど必要かな と思っているので、見直し、検討、必ずしていただきたいと思いますの で、よろしくお願いいたします。

宮崎課長

どういった形になるかはなんとも言えないのですけれども、どんなこと ができるのか可能性は探っていきたいと。従前と同じようなものについ ては、これまでの議会での一般質問でもやっておりますので、同じもの はないものというふうに考えています。

平山副委員長もうやめようと思ったのですが、従前のものは費用を補助するというこ とでしたよね。今課長おっしゃったのは従前のような形にはならないと 思いますというご答弁だったのですが、ということになると、もし考え があれば答弁してほしいのですけれども、費用の補助ではないというのだったら、どういう部分でどういう方向からリフォームに対しての住民に対してのサービス、どういうもので考えていこうとしているのですか。私はやはり、一番メインとなるのは費用だと思うのです。何だかんだいっても。その辺も考えていただきたいという部分があるのです。費用の部分以外ではどういう形があるのかなと思ったのです。その辺私、今頭に浮かんでこないものですから、もし課長のほうで思いがあれば。

宮崎課長

私のほうの説明といいますか、思いが伝わっていないのかなというところもあると思うのですけれども、先ほど申し上げたのは、リフォーム支援方策の検討ということで住生活基本計画の中の 64 ページに書いてありますけれども、耐久性ですとか耐震性ですとか省エネ性を高める上でもリフォームの促進は必要不可欠であるというところがありまして、現在できるところとしては、国等で行っている耐震ですとか住宅エコですとかバリア改修ですとか、そういった関連する部分の情報をまずは提供していきたいというところで今のところは考えております。

平山副委員長 町民の方に今言った耐久性、耐震性とか国からもので情報提供する、それだけですか。情報提供だけですか。しつこいようですけれども、それだと納得いかないのですけれども。

小寺委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 11:27~11:30)

小寺委員長 それでは、会議に戻します。

平山副委員長 今の課長の答弁でしたら、国からの情報等を得て、町民の人たちに耐久性、耐震性、そういうものが必要ですよという情報を流すということでリフォームの必要性ということを考えているということでしたけれども、私は納得いかないのです。ただ情報を流すだけだったら、その後どうしてくれるのと。そこまで行政が、こういうことでありますので、その後の方向まで考えてくれて情報提供するのならいいのですけれども、ただ

情報提供だけで終わってしまうのだったら、町民の人もこれでは納得い かないと思うのです。関心事は、町民の人は直したら費用の面とかそう いうものがすごく心配するというか、大変だという思いがあるので、今日 課長がおっしゃった情報提供だけだったら、ここに載せる必要はないと 思うのです。はっきり言って。ただ文言、言葉だけを載せているような 中身なのでないかなと私受けとめたのです。申しわけないのですけれど も。だから、情報提供はいいのですけれども、10年間ありますけれども、 その後どういうふうにしていくか、そこまで先を考えて、そして町民の ほうに情報提供するのならいいのですが、その辺どうですか。ただの情 報提供だけで今のところは終わるという考え方なのですか。その辺、済 みません。

宮崎課長

現段階で言えるのは、先ほどちょっと申し上げた既存のほかの機関で行 っている制度の情報提供というところでございまして、それ以外のとこ ろについては申し上げることができない状況ですので、ご理解をいただ きたいというふうに思います。

平山副委員長 ご理解くださいと言っても理解はできませんが、ぜひ情報提供する部分 においてはしつかり情報提供していただいて、その後の取り組み、町民 の人たちがどういうふうにしたいか、情報提供を受けた後の対策という のはすると思うので、その辺まで深く考えて情報発信をしていただきた いなという思いがありますので、よろしくお願いいたします。私はこれ で終わります。

答弁は必要ですか。 小寺委員長

平山副委員長いや、いいです。

森議長

住民意向に関する調査、37ページ、今後の羽幌町への定住意向というペ ージがあります。ここの文章表現でいくと、定住したいが46.6で、しば らくは住むつもりだが 38.7 ですから、合わせていくと 83%強というこ とで、ここのくくりでは定住意向は高いというふうに読んでいますけれ ども、しばらく住むつもりだということは、定住しないということも含

んでいるような認識を持ちます。サンプル数が 400 を超えていますので、羽幌町の世帯数からすると十分以上の数があるのですけれども、年代別の部分でいくと恐らく、探したのですけど正確にはわからないのですが、回答者は高齢者が、こういう性質のものというのは年齢の高い人のほうが返ってくる率が多いのかなということにしても、ひょっとしたら今の羽幌町の住民全体の定住意向というのはかなり低いという可能性があると思います。それには今まで議論に出てきたこと出てきていないことも含めて、公住も含めた羽幌町の住宅政策、もちろん医療だとかいろんな問題ありますけれども、そこをきちっと押さえていかないと、頑張って人口をふやしている町村もありますから、町の存続そのものというか、いろんなものに影響してきますので、せっかくつくった前向きな部分も含まれている基本計画ですから、10年間の中で少しでも住民を満足させるような、ニーズに合ったような政策をさらに具体的に詰めていただきたいと思います。最後に総括的な質問で申しわけないのですが、先ほど聞いたことと重複しますけれども、改めて課長の答弁をお願いします。

宮崎課長

ただいま議長のほうから貴重なご意見あったのですけれども、住生活全般の計画なので、広い意味から今後可能性についていろいろと考えていきたいというふうに思います。

小寺委員長

ほかにございませんか。(なし。の声) 私のほうから最後にしたいのですけれども、先ほど平山委員がおっしゃった 64ページの住宅リフォームですね、これを作成する段階でも私が質問しました。リフォーム支援の実施ではどうかということで話したのですが、最終的には方策の検討という形に落ちつきました。ただ、3月の委員会の時点では、検討が目的ではなくて、その次がありますよと。検討で終わらせるつもりはないというような答弁があったのですけれども、そこを確認したいのですが、あくまでも検討ではなくて、次の段階に進むための検討ということで押さえてよろしいでしょうか。

宮崎課長

今後可能性を探っていく中で、検討にとどまるのか、それとも実施に向けた部分になっていくのか、現段階ではどういった形になるのかというのは申し上げることができないのですけれども、可能性についていろい

ると検討はしていきたいというふうに思いますので、ご理解お願いした いというふうに思います。

小寺委員長

過去の議事録を確認していただきたいと思うのですけれども、当時の課 長ですけれども、検討するのが目的というのではなくて、何かしたいと いう思いで理事者はおりますということで答弁があります。ですので、 真剣に今後検討いただいて、次の目的にいけるようなことを行っていた だきたいというふうに思います。ぜひ今後、課でもそうですし、理事者 とも具体的な検討を行ってほしいというふうに思うのですけれども、い かがでしょうか。

宮崎課長

今後において、全体的な部分ですけれども、可能性について探っていく 中で、必要に応じて理事者とも協議といいますか、相談をしながら進め ていきたいというふうに思います。

小寺委員長

ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、まずは今日の2つのテーマについて終わりたいと思います。ご苦労さまでした。

3 その他

担当課説明

説 明 員 総務課 敦賀課長

小寺委員長 11:40

それでは、続いてやりたいと思います。昨日 11 月1日に行われた委員会で……、済みません。申しわけございません。10 月 31 日に行われた委員会の調査の中で答弁保留の件がありましたので、総務課長の敦賀課長より答弁をいただきたいと思います。お願いいたします。

敦賀課長 11:40~11:44

済みません。お時間いただきまして、ありがとうございます。ただいま委員長のほうからご説明ありましたとおり、10月31日開催の文教厚生常任委員会における焼尻小中学校の現況に関しまして、焼尻小中学校背後地の急傾斜地対策の中で答弁の内容に一部誤

解を与える発言をしましたので、その内容の訂正と、道へ要望している状況につきまして答弁させていただきたいと思います。

まず、急傾斜地の対策についてですが、土砂災害防止法は、前回説明しましたとおり、 都道府県において危険な場所を調査し、住民に説明、周知をするなどソフト対策を推進 するための法律ということでありまして、町としましてもその指定を踏まえ、ハザード マップへの掲載や島民への説明を行っております。

ハード対策は何を根拠に行うのかということなのですけれども、砂防法や地すべり等防止法、あと急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律というものがございます。その中のいわゆる急傾斜地法の中に都道府県の施行する急傾斜地崩壊防止工事という条文がございまして、そこには当該急傾斜地の所有者、管理者もしくは占有者または当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施行することが困難または不適当と認められるものを施行するものとするというふうに規定されています。このことから、基本的には当該土地の所有者等が土地の保全について努める必要がございますが、所有者等が行うことが困難または不適当と認めるものについて都道府県が施行するというような規定になっております。それで、小寺委員長のほうからの対策については道が行うものなのかという質疑に対しまして、私のほうからそのように認識していると答弁いたしましたが、確認した結果としまして、砂防指定地や地すべり防止区域の管理は都道府県が管理するというものでございますが、急傾斜地、崩壊危険区域につきましては、まずは所有者等が行うのですけれども、所有者等が行うことが困難または不適当と認められるものについて都道府県が行うものとしておりますので、その部分につきましては内容を訂正させていただきたいというふうに思います。

次に、道への要望内容についてですが、今年の2月に道から2020年度の国の施策及び予算に関する提案、要望ということで地域振興に必要な事業等についての照会がありまして、その中で30年3月16日に土砂災害特別警戒区域に指定されました焼尻小中学校裏の背後地における土砂災害防止対策について、学校管理課のほうから窓口の地域振興課経由で要望という形で回答しているというような状況です。これについては正式な要望という形ではなく、要望の前段の調査的な内容のもののようでございます。具体的なことにつきましては今後土地の所有者等を確認した中で道のほうへ要望していく予定でございまして、先ほどご説明いたしました急傾斜地関連の規定などから、道としてもできることできないことがあるとは思いますが、今後も関係課で連携しながら、道へはお願いすることで町としては考えているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

小寺委員長 11:44

それでは、今回の答弁に関しての質疑がもしありましたらお願いします。

-主な協議内容等(質疑) - 11:44~11:47

金木委員 今の説明の中ではっきりしなかったのは、当該急傾斜地の所有者は町な のですか、民間なのですか。

敦賀課長 済みません。その辺についてはこれから、申しわけありません。調べて、 正式に要望していくというような形になるみたいですので、今はっきり しているものはありません。

平山副委員長 そうしたら、町の所有でもないという、それもわからないということな のですか。

敦賀課長 大変申しわけありません。民地とかも入ってくるとは思うのですけれど も、今の段階では、申しわけありません。はっきりしたことは言えませ ん。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 11:45~11:46)

小寺委員長 会議を戻します。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。(なし。の声) それでは、ないようですので、終わりたいと思います。 どうもありがと うございました。